【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】⑹

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｊ　略］

ｋ　当該届出に係る特定有価証券が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」⑸ｃ、⑰ｃ、㉖ｃ、㉚及び㉛により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

また、当該届出に係る特定有価証券が特定外国電子記録移転権利である場合であって、外国組合等の主たる出資対象事業（法第２条第２項第５号に規定する出資対象事業をいう。）に類する事業が資産に対する投資を行う事業以外の事業であるときは、同様式「記載上の注意」⑱ｂ、㉑、㉒ｃ、㉓、㉝ｄ及びｅ並びに㊿ｅにおいて記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

これらの場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

［⑵～㊻　略］

第二十五号様式

［１・２　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑶　略］

⑷　投資リスク

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」㉖ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

［⑸～⑺　略］

第二十五号の二様式

［１・２　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑶　略］

⑷　投資リスク

［ａ～ｃ　略］

【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】⑹

【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｊ　同左］

［加える。］

［⑵～㊻　同左］

第二十五号様式

［１・２　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑶　同左］

⑷　投資リスク

［ａ～ｃ　同左］

［加える。］

［⑸～⑺　同左］

第二十五号の二様式

［１・２　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑶　同左］

⑷　投資リスク

［ａ～ｃ　同左］